

ACC公益財団法人荒川区芸術文化振興財団友の会設置規程

平成24年4月1日制定
平成25年4月1日一部改正
芸術文化振興財団規定第16号

(目的)

第1条 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下、「ACC」という。）は、ACCが実施する芸術文化事業を低廉な料金で鑑賞できる機会を提供し、もって区民生活の向上及び芸術文化の振興に寄与するため、ACC友の会を設置する。

(会員)

第2条 会員とは、本規約を承認のうえ、入会を申し込み、会費を納入した者をいう。

(会員期間)

第3条 会費を納入した月から翌年同月の末日までとする。

(会員種別)

第4条 会費及びチケット代金等の納入方法によって、次の会員種別を設ける。

(1) 現金会員

会費及びチケット代金等を現金または郵便振替払込で納入することを希望する会員

(2) 口座振替会員

会費及びチケット代金等を、会員が指定する銀行口座から振替によって納入することを希望する会員。ただし、入会申し込み時の会費は、現金または郵便振替振込での納入とする。

(会費)

第5条 年会費は、現金会員1人1,500円、口座振替会員1人1,300円とする。

(入会)

第6条 ACC友の会への入会は、入会申込書の提出及び年会費の納入によることとする。

2 入会方法は次のいずれかとする。

(1) 入会申込書を第3項の受付窓口を持参し、窓口で年会費を納入する。

(2) 郵便の振込取扱票にACCが定める必要事項を記載し、年会費を払込む。

この場合は郵便の振込取扱票を入会申込書とみなす。

なお、振替振込手数料については入会希望者が負担する。

3 受付窓口は、町屋文化センター、サンパール荒川2階ACC分室とする。

(会員期間の更新)

第7条 会員期間を更新しようとする者は、会員期間の最終月の26日までに、次期の会費を納入する。ただし、口座会員は、会員期間最終月の10日までに、退会の申し出がない場合は継続を希望するものと見なす。

2 更新時の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 現金会員

現金または郵便振替払込にて納入する。振替払込手数料は会員が負担する。

(2) 口座振替会員

会員が指定する銀行口座から振替によって納入する。振替手数料については、ACCが負担する。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の各号に掲げる特典を利用することができる。

(1) ACCが指定する事業については、一般販売に先立ちチケットの購入をすることができる。ただし、事業によっては、先行販売数に制限を設ける場合がある。

(2) ACCが指定する事業のチケットを、1事業について1人2枚まで、会員割引料金で購入することができる。

(3) ACCが指定する事業については、会員割引料金で参加することができる。

(4) ACCが実施するチケットプレゼントの抽選に参加することができる。

(5) 友の会会報等の会員対象情報紙が年4回程度送付される。

(6) よみうりカルチャー町屋の新規入会金が無料になる。

(7) 口座振替会員は、電話で購入の申込をし、チケットが普通郵便にて無料で送付されるサービスを利用することができる。

ただし、このサービスの利用は、口座振替の登録手続きが完了した後とする。

(8) ACC友の会運営委員会に参加することができる。

(長期継続会員の特典)

第9条 更新回数が多い会員は、継続年数に応じて、次の各号に掲げる特典を利用することができる。

(1) 継続年数3年目以上の会員は、前条に定める会員割引料金で購入できるチケットの購入枚数を4枚とする。

(2) 継続年数に応じて、チケットプレゼントの当選確率が下表のとおり高くなる。

継続年数	2年目以下	3年目	4年目	5年目	6年目以上
当選確率	1倍	2倍	3倍	4倍	6倍

(会員証)

第10条 会員には、会員証を発行する。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡又は貸付することはできない。

3 会員は、会員証の紛失又は盗難等があったときには、速やかにACCに届け出るものとする。

- 4 会員が、会員証を紛失又は盗難等の事由により、他人に会員証を利用され、本人及びACCに損害が生じた場合は、会員がその責を負うものとする。
- 5 会員証を再発行する場合は、1枚100円の実費を支払うものとする。

(届出事項の変更)

第11条 会員は、氏名、住所、電話番号、銀行口座等に変更があった場合には、速やかにACCに届けるものとする。

(運営委員会)

第12条 会員の芸術文化意識を高揚し会員相互の親睦を促進するために、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会員のうち、希望する者30名以内で構成する。
- 3 運営委員会は、芸術文化意識の高揚及び会員相互の親睦に寄与する事業を行う。
- 4 ACCは、運営委員会が実施する事業に対し、必要と認めた経費を負担する。
- 5 運営委員会の庶務は、ACC文化事業係が行う。
- 6 運営委員会の運営については、別途、運営委員会が定める。

(退会)

第13条 会員は、会期期間の途中で本会を退会しようとするときは、チケット代金等を清算し、退会届に会員証を添えて、ACCに届け出るものとする。年度途中の退会の場合においても、年会費は返却をしないこととする。

(会員資格の喪失)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、ACCは会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 年会費、チケット代金の支払いを怠ったとき
- (3) その他ACCの管理運営上支障があるとき

(その他)

第15条 本規約を改正するときは、会報紙等へ記載する等、事前に会員に改正事項を周知する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規定の改正は、平成25年4月1日から適用する。